

中国投資家を念頭に置いた 外為法に基づく事前届出免除制度の改正



弁護士 東 陽介

TEL. 03-6266-8599

yohsuke.higashi@morihamada.com

I. 背景

2020年に施行された改正外為法においては、事前届出の対象取引について上場株式10%の取得から1%の取得に広げるなど届出義務の範囲を拡大する一方で、経済的リターンのみを目的とする純投資家による株式取得については、幅広く事前届出の免除制度の対象としました。

ところが、2021年にテンセント子会社が実行した楽天に対する3.65%の出資など、日本政府としては審査対象とすべきと考える取引が、事前届出免除制度に依拠して実行された結果、事前届出の対象とならない事例が生じており¹、日本政府はこれを問題視していました。

また、NTT法改正論議に関連して、自民党プロジェクト・チームは、2023年12月に、外為法に基づく投資審査において、情報通信産業を含む基幹インフラに関して、特に国民生活に与える影響が大きい限られた事業者(「コア業種中のコア事業者」)を対象として審査を補強すること(経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤事業者について事前届出免除の利用を認めないこと)を提言していました²。上記のような背景を踏まえ、外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家(中国の国家情報法に基づく義務を課されている中国投資家が念頭に置かれています。)につき事前届出免除制度の利用を認めないことや、指定業種の新たなカテゴリとして「特定コア事業者」を設けることなどを内容とする政省令改正が予定されてい

¹ 「改正外為法、事前審査免れ 中国テンセントの楽天出資」(日経・2021年4月20日)

² 「日本電信電話株式会社等に関する法律」の在り方に関する提言(2023年12月5日)。弊所ニュースレター「2023年 外資規制・投資管理制度の動向」(2024年1月15日)にも紹介しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ます³。

【改正の概要図】

(赤字は今回追加予定)

	外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 (新カテゴリー)	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 特定外国投資家
非指定業種	規制対象外			
コア以外の 指定業種	従来の免除基準			審査付事前届出 ※免除利用不可
コア業種	従来の 上乗せ基準 (10%未満)	(10%未満) +更なる上乗せ 基準を遵守する 場合、免除利用 可能	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	
特定コア事業者 (新カテゴリー)		審査付事前届出 ※免除利用不可		

出典:財務省資料(青字は筆者追記)

II. 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①又は②のいずれかに該当する者が、新たに設けられる「特定外国投資家」に該当するものとされます。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織(法人その他の団体)又は個人(「情報収集義務者」)
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織⁴

³ 財務省国際局「対内直接投資審査制度について」(2025年1月23日)

⁴ 対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第4号と同様の定義が採用されると推測される。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

- (a) 議決権・株式数等の50%以上を占める組織
- (b) 役員の1/3以上を占める組織等

このうち、①に該当するような法令を有する国は、現状、広く自国民及び組織に情報活動に対する協力義務を課す国家情報法を有する中国だけと解されているようです⁵。

かかる理解を踏まえると、許認可業種において一般に課される報告義務の存在等をもって、①の情報収集義務者に該当するとされるようなことはなさそうです。もっとも、「外国政府等との契約」に基づく協力義務を負う者も情報収集義務者に含まれるとされていることから、「国の安全等を損なう事態を生じるおそれが大い情報」の定義に何が含まれるかが引き続き重要です。

なお、上記定義を踏まえると、国家情報法に基づく義務に服する中国企業は①の情報収集義務者に該当するものとして、また、中国企業の子会社は②に該当するものとして、いずれも事前届出免除制度を利用できないことになります。

支配権取得を伴う M&A や役員派遣を伴うスタートアップ投資などは、現行制度においても事前届出免除制度の対象にならないため、本改正による影響を受けることはありませんが、例えば、中国企業やその子会社による上場株式取引については、今後は純投資であっても事前届出免除制度を利用できないこととなるため、1%以上の取得から全て事前届出が義務付けられることとなります。

また、中国企業やその子会社でなくとも、役員の1/3以上が中国籍であるような外国投資家は、上記②に該当するものとして、事前届出免除制度を利用できないこととなるため、役員構成についても留意が必要となります。

Ⅲ. 特定外国投資家に準ずる者・特定コア事業者

規制の潜脱を防止する観点から、特定外国投資家の定義に当てはまらない外国投資家についても、以下のいずれかに該当する者は、「特定外国投資家に準ずる者」として、事前届出免除制度の利用が、現行制度におけるよりも制限されます。

- ① 上記Ⅱ.①の情報収集義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者
- ② 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者
- ③ 上記Ⅱ.①又は②の者との契約、又は当該契約を行った者との再契約(再々契約及びそれ以降の契約を含む。)により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

⁵ 「対日投資、『中国政府の協力企業』事前審査 情報流出防ぐ」(日経・2025年1月22日)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

「特定外国投資家に準ずる者」の定義のうち、上記①及び②は実質基準となっており、その外延が不明確です。財務省資料においては、「役員のうち、情報収集義務者にあたる少数者が意思決定を掌握」している場合や「情報収集義務者が、脅迫等により意思決定を掌握」している場合が、上記①の例として示されていますが⁶、後者の事例はやや極端な事例とも思われ、また、前者については、取締役会がおよそ開催されず、情報収集義務者に該当する役員のみが業務執行の決定を行っているといった例外的な場合のみを指すという理解で良いのかなど疑義が残り、パブリックコメントを通じた明確化が望まれます。

やや複雑な規律となりますが、この「特定外国投資家に準ずる者」による事前届出免除制度の利用範囲は以下のとおりとなります(2 頁の図もご参照下さい)。

コア業種に該当しない指定業種:	現行制度どおり利用可
コア業種(特定コア事業者を除く.):	上乘せ基準の加重化
特定コア事業者:	免除利用不可

このうち、「特定コア事業者」とは、経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤事業者⁷であって、かつ、コア業種に該当する事業者とされています。これは、冒頭で言及した自民党プロジェクト・チームの提言においても示唆されていたアプローチであり、コア業種の中でも特に基幹インフラに関する事業者については、安全保障上の重要性から事前届出免除制度の利用を制限するものと考えられます。

また、特定コア事業者に該当しないコア業種について、「特定外国投資家に準ずる者」が事前届出免除制度を利用する場合には、今後は従前の免除基準に加えて、以下の追加の免除基準の遵守が求められます。

- (A) コア業種に属する事業に関する非公開の情報(発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。)にアクセスしない
- (B) 発行会社等に従業員を派遣しない、また、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない

現行の免除基準においても非公開の技術情報等へのアクセスは禁じられますが、上記(A)は技術情報に限らず、広く事業に関する非公開情報へのアクセスを禁じる点で追加的な制限となっており、また、現行の免除基準においては役員の派遣や取締役会等への出席のみが制限されているところ、上記(B)は従業員の派遣をも禁じた上で、役員又は従業員の勧誘も禁止する点で、追加的な制限となっています。

⁶ 前掲脚注 3

⁷ 同法に基づき、各事業所管省庁において具体的に指定されています。[「特定社会基盤事業者として指定した者」\(2024 年 10 月 17 日時点\)](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

IV. 今後のスケジュール

改正の施行時期については未だ明示されていません。今後、政省令等の改正案が公表され、パブリックコメント手続に付された上で、政省令等の改正が公布・施行される予定です。

特に、「特定外国投資家に準ずる者」に関する規定については、適用範囲が明確でないと思われる部分もあり、影響を受ける可能性がある外国投資家においては、今後公表される改正案の内容を検討するとともに、必要に応じて、パブリックコメントに参加することが推奨されます。

なお、2025 年は、改正外為法施行後 5 年目の節目にあたり、今回のような政省令レベルでの改正にとどまらず、今後、法律レベルでの改正の検討も進められる予定です。

第二次トランプ政権も発足し、世界情勢・地政学情勢は更に複雑化することが見込まれ、我が国の投資審査制度の動向についても、引き続き注視が必要です。